

## 青森県立あすなろ療育福祉センターサービス利用受入手順

障害福祉サービス事業所・施設の種類による利用受入手順は、次のとおり行うものとする。

事業所・施設の種類	手順1	手順2	手順3	手順4	手順5
①福祉型障害児入所施設	相談受付	(ア) 健康診断	面接・ 情報収集	(ア) 利用受入 判定委員会 の会議で 可否判定	契約締結
②障害者支援施設					
③生活介護事業所	相談受付	(イ) 親子体験 利用	面接・ 情報収集	(イ) 担当課・科 で可否判定  (※) 判定困難の場合 は、利用受入判 定委員会の会議 で可否判定	契約締結
④短期入所事業所 (福祉型)					
⑤短期入所事業所 (医療型)					
⑥医療型児童発達 支援センター					
⑦放課後等デイ サービス事業所					

### 手順1 相談受付

電話や来所等により、利用希望者本人、家族、相談支援事業所等から当センターのサービス利用希望相談があった場合、各担当部門が対応する。

受入手順の流れについて説明し、

- ①または②の施設入所は、手順2 (ア) の健康診断
- ③から⑦の事業所等利用は、手順2 (イ) の親子体験利用の日程を調整し、来所を求める。

### 手順2 (ア) 健康診断

感染症の有無等の確認のため、健康診断書の提出を求める。

なお、入所後の医療面の支援の参考とするため、原則として、当センター診療部で健康診断を受けていただく。

### 手順2 (イ) 親子体験利用

初回利用または原則として過去1年間にサービスの利用がなかった場合は、利用者の全身状況や医療面の注意事項等を実際に確認するため、利用開始の前に親子体験利用を行っていただく。

また、④及び⑤の短期入所については、夜間の利用が想定される場合は、原則として1泊2日で行っていただく。

なお、当センターの受診状況や利用状況、心身の状況等を踏まえ、利用関係課・

科の判断により、親子体験を不要としたり、時間の短縮や日帰りでの実施に変更することができる。

### **手順3** 面接、情報収集

利用希望者本人及び家族の状況等を把握するため、本人及び家族と面接するほか、本人及び家族の同意を得て、関係機関等から情報収集する。

(利用者・家族との面接は、手順2(ア)の健康診断時または(イ)の親子体験利用時に併せて行っても差し支えない。)

障害福祉サービス受給者証が交付されている場合は、利用可能なサービス内容を確認する。

面接者は、利用希望者が障がい者の場合はサービス管理責任者、障がい児の場合は児童発達支援管理責任者とする。また、医療型短期入所の場合は、診療部看護科長若しくは副科長とする

面接及び情報収集した内容は、親子体験サマリー等に記録する。

### **手順4(ア)** 利用受入判定委員会の会議で可否判定

面接及び情報収集で把握した状況及び健康診断結果をもとに、利用受入判定委員会の会議を開催し、利用受入の可否を判定する。

### **手順4(イ)** 担当課・科で可否判定

面接及び情報収集で把握した状況及び親子体験利用結果をもとに、利用受入の可否を判定する。

なお、医療面等で受入困難かどうか判断が難しいなどの場合は、利用受入判定委員会の会議を開催し、利用受入の可否を判定する。

### **手順5** 契約締結

利用希望者本人及び家族にサービスの重要事項を説明し、書面で同意を得た上で、利用契約を取り交わす。

なお、重要事項の説明は、手順3の面接時に、予備的に情報提供しても差し支えない。

附 則

この手順は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この手順は、令和7年4月1日から施行する。